

リスク分担型企业年金に係る規定の整備等について 【DB省令等の一部改正および通知等の発出】

厚生労働省は2021年8月2日、「確定給付企業年金法施行規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令」（令和3年厚生労働省令第135号。以下「改正省令」）を公布しました。また、併せて関係する通知等の一部改正が行われております（施行期日は2021年9月1日）。

<改正された通知等>

- ・「確定給付企業年金制度について」（平成14年3月29日年発第0329008号）〔通知〕
- ・「確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて」（平成20年9月11日年発第0911001号）〔通知〕
- ・「確定給付企業年金規約例」〔事務連絡〕

これは、社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論を踏まえ、委託契約事項のうち一部の規約変更について届出が必要な軽微な変更とするとともに、リスク分担型企业年金に係る規定を整備するもので、パブリックコメント手続きが行われていたものです。

<パブリックコメントの結果について>

- ・確定給付企業年金法施行規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令案に関する御意見募集（パブリックコメント）の結果について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495210038&Mode=1>

- ・「確定給付企業年金制度について」の一部を改正する通知案に関する御意見募集（パブリックコメント）の結果について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495210080&Mode=1>

<ご参考>

第18回社会保障審議会企業年金・個人年金部会／企業年金のガバナンス、DCの拠出限度額等について（メルマガ）

https://www.sa.nissay.co.jp/media/info2020/magazine/n313_nenkin_magazine_20201228.pdf

本『年金NEWS』では、改正省令等の概要についてご案内いたします。

* 本資料では、「確定給付企業年金」を「DB」と表記します。

【内容】

- I. 委託契約事項に係る規約変更について
- II. リスク分担型企业年金に係る規定の整備について
- III. ご参考
- IV. 施行期日等について

年金NEWSに関する照会先

TEL : 03-5533-5572

[受付時間：月～金曜日 9:00～17:00（祝日、12/31～1/3を除く。）]

E-mail : kikinmadoguti@nissay.co.jp

I. 委託契約事項に係る規約変更について

- DBの事業主または企業年金基金が、DB法第93条の規定により行う業務委託契約のうち、加入者等に関する情報の管理に係る業務に関する事項を変更する規約変更について、厚生労働大臣への「届出が不要な軽微な変更」から「届出が必要な軽微な変更」とする。
- これは、今後の企業年金制度改正を見据えて、各DBにおける加入者情報の管理に係る業務委託状況を把握することを目的としたものとされています。

II. リスク分担型企业年金に係る規定の整備について

- 合併・分割、事業所追加・減少を含む、リスク分担型企业年金の規約変更が可能となるようにするなど、以下のとおり規定の整備を行う。

1. 給付減額の理由について

DB法施行規則第5条に定める給付減額の理由として掲げられている労働協約等が変更され、その変更に基づき給付の設計の見直しを行う必要があること等にはリスク分担型企业年金の開始変更および終了変更を含むとされているところ、規定の不備を補うため、これらのほか、リスク分担型企业年金の統合・合併、分割、実施事業所の追加・減少、権利義務の移転・承継等を加える。

2. リスク分担型企业年金掛金額の算定方法について

現在、実施事業所の増加等（DB基金の合併、権利義務の承継および中小企業退職金共済制度からの解約手当金相当額の受換）の事由によりリスク分担型企业年金掛金額を再計算する場合、以下の算定方法が認められている。

＜算定方法＞

増加事業所のリスク分担型企业年金掛金額

= 他の事業所に適用されている標準掛金額 + 財政計算において計算されることとなる補足掛金額

今般、新たに規約型DBからDB基金またはDB基金から規約型DBへの移行等の権利義務の承継において、同様の取扱いをできるように規定を整備する。

3. 分割時に移換する積立金の額の算定方法について

リスク分担型企业年金において、分割により積立割合が減少することが見込まれる場合に、積立割合が減少しないよう、移換する積立金の額を定めることができるところ、積立割合のほか、調整率または超過比率（※）が減少しないよう、移換する積立金の額を定めることができるものとする。

※新たな指標となる「超過比率」のイメージについては、次ページ（Ⅲ. ご参考）をご参照ください。

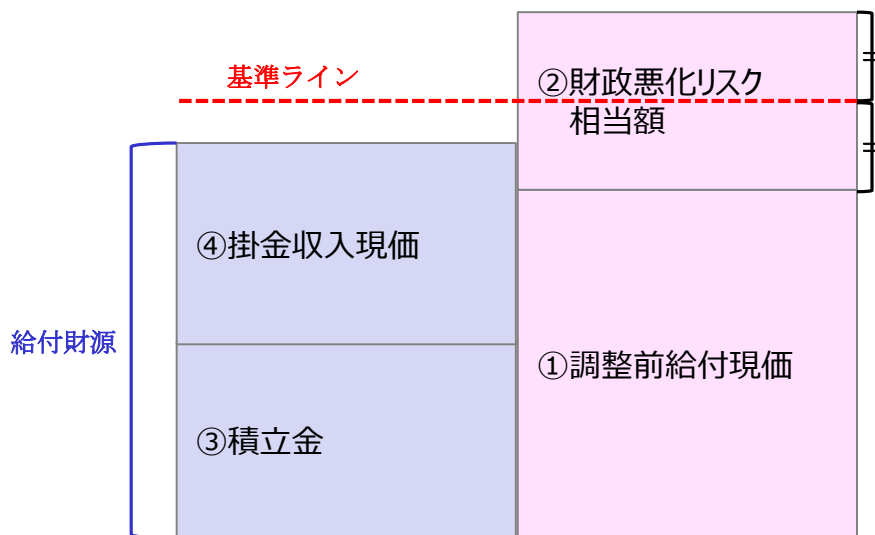
4. リスク分担型企业年金における情報開示等の取扱いについて

ガバナンス確保の観点から、リスク分担型企业年金において以下の取扱いを規定する。

- ・調整率または超過比率に係る情報について、加入者の代表者または代議員からの求めがあった場合に開示すること。
- ・規約の変更にあたって、当該変更による調整率および超過比率への影響について十分に説明する必要があること。

Ⅲ. ご参考

○超過比率の算定イメージについては以下のとおり。



<計算式>

$$\text{○給付財源} = \text{③} + \text{④}$$

$$\text{○超過比率} = \{ \text{給付財源} - \underbrace{(\text{①} + \text{②} \times 1/2)}_{\text{基準ライン}} \} \div \text{①}$$

※超過比率は、給付財源と基準ラインの差分の調整前給付現価に対する比率。
上図の例では、超過比率は負値（マイナス）となる。

Ⅳ. 施行期日等について

○施行期日等は以下のとおり。

公布日・発出日 : 2021 (令和3) 年8月2日
施行日・適用日 : 2021 (令和3) 年9月1日

以上